

次期大阪府国民健康保険運営方針（素案）について

現時点における国民健康保険運営方針（素案）の主な変更・新規項目に伴う本市への影響については以下のとおりとなっています。

【変更・新規項目（要旨）】

対象期間： 令和3年4月1日から令和6年3月31日の3年間

	令和2年度までの運営方針	運営方針の変更・新規項目案	本市への影響
IV	<p><u>平成28年度と比べ保険料が引き上がる市町村に対し、激変緩和措置を講ずる。</u> （国公費等の財源を基に市町村毎に事業費納付金を減額。令和2年度府総額約96.2億円。本市は5.1億円）</p>	<p>国公費等の財源を基に<u>標準保険料の引き下げを講ずる。</u> （見込額については不明）</p>	<p>府激変緩和がなくなることから、市の激変緩和を講じるには、相当の財源を要する。</p>
VII	<p><u>特定健診等の府内共通基準を運営方針に規定し、市町村はこれを上回る基準により実施する。</u></p> <p>糖尿病をはじめとする生活習慣病重症化予防の対策事業について、<u>府は市町村の取組を支援する。</u></p>	<p>特定健診受診率、特定保健指導実施率の向上のため、<u>目標値未達の要因分析を行い、より効果的な取組を検討する。</u>（特定健診受診率目標値60%、特定保健指導実施率目標値45%）</p> <p>国のプログラムや保険者努力支援制度を踏まえ、<u>レセプト・健診データ等を活用した効果的・効率的な糖尿病性腎症重症化予防事業を推進する。</u></p>	<p>要因分析に併せ、未受診者対策、保健指導利用勧奨等を引き続き推進する。（平成30年度特定健診受診率35.5% 特定保健指導実施率25.4%）</p> <p>本市では既の実施していることから、引き続き、糖尿病性腎症重症化予防事業を推進する。</p>
IX	<p><u>地域包括ケアシステムの実現のため、市町村において在宅医療・介護の提供や連携に資する体制の整備を図る。</u></p>	<p>市町村において、<u>国保・後期高齢の保健事業と介護予防事業の一体的な実施を推進する。</u></p>	<p>令和3年度の実施に向け、関係機関等と連携し、実施体制を構築するとともに、必要な人員の配置、実施方針・計画の策定など、事業の実施基盤を早急に整備する。</p>
X	<p>（新規項目）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に伴う医療費等の増大により<u>国民健康保険事業運営に重大な影響が生じる場合は、調整会議や府運営協議会の意見を聴き、対応措置を別途設ける。</u></p>	<p>府との連携を密に図る。</p>